

商工業休会の応援を心がけます

共 濟 期 間

1年

〔共済掛金振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時から翌年の応当日の午後4時まで〕

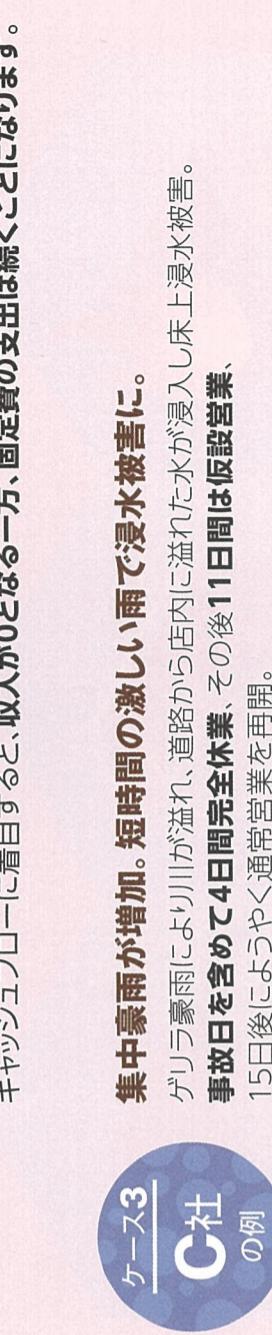


全日本火災共済協同組合連合会
全国商工会連合会
会員団体
(共済引受団体)

休業から事業再開までには、様々な負担がかかります。

※下記事故・災害例は架空のものです。

事故による休業で売上が減少し、赤字を抱えてしまうことも。



「休業対応応援共済」が事業所の事業再開を応援します!

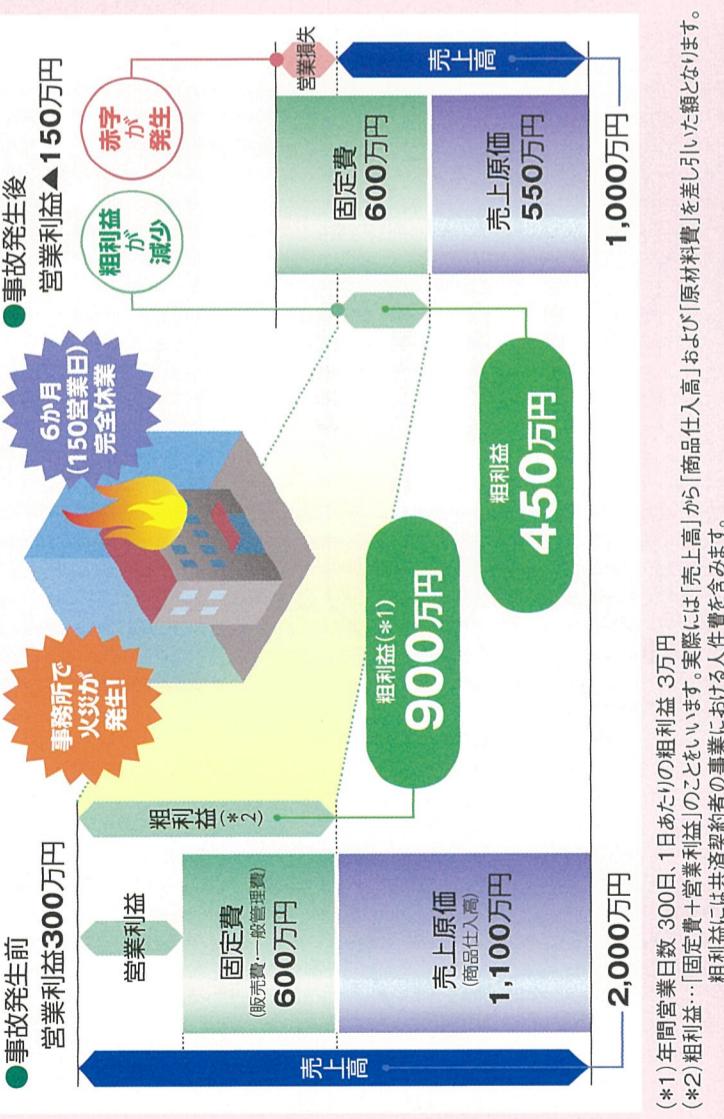
作業場や店舗などが災害にあわれたとき、損害は建物や商品だけでなく、作業中の粗利益も失われてしまします。休業対応応援共済は従業員等の固定費を賄うための利益を補償します。

共済金をお支払いする事由

次のいずれかに該当する災害によって対象となる建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して共済金をお支払いします。

1 地震	2 噴火	3 地震による火災を含む	4 火災	5 台風	6 台風・竜巻等による風災	7 雪災	8 ひょう災	9 漏水等による水濡れ	10 落雷	11 乗用車等による車両衝突	12 盗難による建物の損壊等
------	------	--------------	------	------	---------------	------	--------	-------------	-------	----------------	----------------

ケース1



休業対応応援共済5つの特長

- 1 事業用建物の「地震・噴火・津波」等の自然災害による休業も補償します。
- 2 作業場や店舗等の「事業用建物」を対象としています。
- 3 建物の損害に対する補償ではなく、建物が損害を受け、事業活動が完全に休止した際の「約定日数」(*)に応じて共済金をお支払いします。
(*)全損応援共済金は約定日数は休業日数(約定日数限度)に応じて、一部損応援共済金は休業日数(約定日数限度)に応じて、共済金をお支払いします。
- 4 共済掛金の掛け方ではお手間をとらせないようご指定の金融機関の口座からの引落としとしています。
- 5 事故が起こった場合、商工会が請求窓口となり、共済金請求のお手伝いをします。

お支払いする共済金について

契約の建物(共済の対象建物)が「全損」もしくは「一部損」となり、事業が完全に休止した場合、次の共済金をお支払いします。

損害額が契約の建物の
評価額の80%以上

▶ 全損応援共済金

約定日額 × 約定日数

限度額：3,000万円^{(*)1}

●共済金は、最大3回に分けてお支払いします。^{(*)1}
【全損時の共済金支払例を参照】

1回目	全損認定後	全損応援共済金のうち30%
2回目	事故日から3か月経過後	全損応援共済金のうち20%（累計支払割合50%）
3回目	事故日から6か月経過後 ^{(*)5}	全損応援共済金のうち50%（累計支払割合100%）

共済金のお支払い例 ▶ 約定日額3万円・全損約定日数150日・一部損約定日数60日の場合(休業日数50日)

全損応援共済金
損時 3万円×150日=450万円^{(*)3}

粗利益日額(前年度実績)を基に定める「約定日額」^{(*)7}と「休業日数」に応じてお支払いします。^{(*)3)(*)4)}

3.全損約定日数および一部損約定日数の設定
・全損約定日数：定休日を除いた6か月の営業日数を上限として90～180日の間で10日刻み
・一部損約定日数：30日、60日、90日のいずれかの日数

4.共済掛金の算出

$$\text{共済掛金} = \frac{\text{約定日額 A 万円}}{\text{粗利益額(年間)}} \times \text{営業日数} \times 0.7\text{以内}$$

- ・約定日額は四捨五入して**1万円単位**で**設定**します。
- ・営業日数には半日営業や短時間営業も含めます。
- ・事業用建物が複数棟ある場合、粗利益額は建物ごとに**設定**します。

引受けに当たつての要件

①対象建物に火災共済契約または火災保険契約(企業包括契約など)が加入していること

②対象建物が事故により損害を受けた結果、事業が休止または阻害されたことによる損失を補償する同種の共済(休業補償共済等)、または保険(店舗休業保険、企業包括契約休業補償特約等)に加入していないこと

引受対象建物

- 小売業、卸売業、サービス業等の店舗、事務所、製造業の作業場等の事業用建物。
- ①住居専用
- ②工場物件に該当する作業施設等(以下3項目のいずれかに該当する場合)
 - a.工場用の作業に使用する動力合計が50kw以上の設備を有するもの
 - b.工業用の作業に使用する電力合計が100kw以上の設備を有するもの
 - c.作業人員が常時30名超のもの
- ③倉庫業者の占有倉庫建物などの物件
- ④大規模物件等
 - 例・延べ床面積1,650m²以上のスーパー・マーケット、ホテル、旅館
 - ・屋外スポーツ等施設(ゴルフ場、練習場、テニスコートなど)

- ⑤その他
 - ・動植物を育成する施設(養殖場、果樹園など)
 - ・法令違反建物
 - ・建物入居者の事業が主に料理飲食店(回転寿司は事業用事有部分の50%以下の建物内事業所
 - ・約定期限まで定めた金額で、支払います。
 - ・約定期限は、1日あたりの粗利益額の70%以内で算出した金額で、1万円単位で設定します。
 - ・仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業活動した日数は休業日数に含めます。

ご加入方法 契約は建物ごとの申込みとなります

共 清 期 間 1年 共済掛金の振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時(*1)から翌年の午後4時まで
(*1)共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻になります。

約定日額 × 休業日数
限度額：1,500万円^{(*)2}

- 事故日からその日を含めて定休日を除く4日以上連続して休業した場合にお支払いします。^{(*)4}
- 休業日数は契約時に約定した約定日数(30日・60日・90日のいずれか)を上限とします。

共済掛金の計算方法

$$\text{約定日額 A 万円} = \frac{\text{粗利益額(年間)}}{\text{営業日数}} \times \text{営業日数} \times 0.7\text{以内}$$

- ・約定日額は四捨五入して**1万円単位**で**設定**します。
- ・営業日数には半日営業や短時間営業も含めます。
- ・事業用建物が複数棟ある場合、粗利益額は建物ごとに**設定**します。

2.構造級別(a級・b級)を判定

- 3.全損約定日数および一部損約定日数の設定
 - ・全損約定日数：定休日を除いた6か月の営業日数を上限として90～180日の間で10日刻み
 - ・一部損約定日数：30日、60日、90日のいずれかの日数

4.共済掛金の算出

$$\text{共済掛金} = \frac{\text{約定日額 1万円あたりの共済掛金 (*) } \times \text{A (万円)}}{\text{(*)2.3.に基づいた共済掛金}}$$

引受けに当たつての要件
①対象建物に火災共済契約または火災保険契約(企業包括契約など)が加入していること
②対象建物が事故により損害を受けた結果、事業が休止または阻害されたことによる損失を補償する同種の共済(休業補償共済等)、または保険(店舗休業保険、企業包括契約休業補償特約等)に加入していないこと

引受対象建物

- ①住居専用
- ②工場物件に該当する作業施設等(以下3項目のいずれかに該当する場合)
 - a.工場用の作業に使用する動力合計が50kw以上の設備を有するもの
 - b.工業用の作業に使用する電力合計が100kw以上の設備を有するもの
 - c.作業人員が常時30名超のもの
- ③倉庫業者の占有倉庫建物などの物件
- ④大規模物件等
 - 例・延べ床面積1,650m²以上のスーパー・マーケット、ホテル、旅館
 - ・屋外スポーツ等施設(ゴルフ場、練習場、テニスコートなど)

例
・建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模によって、全損応援共済金は1,000万円限度、一部損応援共済金は500万円限度となります。

(*2)一部損応援共済金は、事業再開のため、事故日からその日を含めて運営して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。

(*3)全損応援共済金は、全損認定後、事故日から3か月経過後に向けた意思確認や事業再開の事実(計畫を含む)を確認後にお支払いします。

(*4)一部損応援共済金は、事業再開のため、事故日からその日を含めて運営して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。

(*5)約定期限は、定休日を除く6か月の営業日数を上限として90～180日の間で10日刻みで設定します。

(*6)一部損応援共済金は、休業日数分(約定期限)お支払いします。

(*7)約定期限とは、1日あたりの粗利益額の70%以内で算出した金額で、1万円単位で設定します。

(*8)仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業活動した日数は休業日数に含めます。

お支払いする共済金の内容

ご契約後の注意

通知義務

共済の対象建物が、災害、事故により損害を受けた結果、被災日から起算して10日以内に事業活動が完全に休止した場合、全損応援共済または一部損応援共済金をお支払いします。

- (1) 全損応援共済金
規定日額×約定日数(定休日を除いた6か月の営業日数を上限として90～180日の間で10日刻み)
- 全損認定日、事故日から3か月経過後に事業再開の意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認させいただき、お支払いします。
- (2) 一部損応援共済金
規定日額×営業日数(約定日数を限度とします)
事故日から連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合、お支払いします。
仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合も休業日数に含めます。

共済金をお支払いできない主な場合

- ・共済契約者、被共済者またはこれら者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・国または公共機関による法令等の規制
- ・共済の対象建物の復旧または當業の繼續に対する妨害
- ・約定事業再開期間内に事業再開をしない場合
- ・共済契約者は被共済者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接觸
- ・被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・噴火の陥滅によって、共済の対象建物が汚損されたことにより損害を受け、その結果生じた損失
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の結果生じた損失

ご契約の際のご注意

告知義務

共済契約者は被共済者は契約に際し、全日本火災共済協同組合連合会(以下「当会」といいます。)が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)に事実を正確に記載し(たゞ義務)告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載された場合には、契約を解除することができます。また、その場合には既に発生している損害(損失)については共済金をお支払いできません。

※この共済では申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

告知事項

○所在地 ○建物・構造の種類 ○建物内の職業作業 ○製造業の事業所規模 ○車有床面積 ○建物床面積 ○建築年月 ○新耐震設計基準 ○粗利益額(年間) ○営業日数 ○業務補償共済または店舗休業保険等の加入状況

共済契約の解約・取消・終了

・共済契約者はいつでも契約を解約することができます。取扱代理所または各都道府県の取扱組合にお申し出いただき、書面での手続きが必要となります。
・共済契約者が、契約に際し、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取消されることがあります。
・支払事由が発生した後に取消された場合でも共済金はお支払いしません。
また、すでに共済金をお支払いした場合には、返還していただきます。(取消された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。)
・全損応援共済金が支払われた場合、契約は終了します。(終了した場合、ご契約当初からの払込掛金は返還しません。)

共済契約の失效

以下のいずれかに該当する場合、その事実が発生した日にご契約は失効となります。すでに共済金等をお支払いした場合は返還していただきます。(契約が失効された場合、当該契約の共済掛金は未満過期間に対して返還いたします。)
・被共済者が実施している事業を完全に廃止した場合
・被共済者が個人事業者である場合、その個人事業主が共済期間中に死亡した場合
・共済の対象建物が支払事由に該当しない事由で消滅した場合

お問い合わせ・お申込みは

取扱組合

取扱代理所

お支払いする共済金の内容

共済契約証書はご契約後に、告知事項のうち一部に変更が生じた場合は、通常なくご通知いただく義務(通知義務)があります。契約後に以下のようないきなり等をされる場合、通常なくご通知ください。ご通知がない場合、契約を解除することや共済金をお支払いできることあります。
※この共済では申込書に☆印が付された項目が通知事項となります。

通知事項

○所在地 ○建物・構造の種類 ○建物内の職業作業 ○製造業の事業所規模 ○車有床面積 ○建物床面積
以下の事項が変更となる場合、ご加入いただいたいる契約を解約したうえで新たに契約いただくことでご注意ください。
○他の都道府県への住所変更 ○約定日額 ○全損約定日数 ○一部損約定日数損害発生のご連絡 事故のご通知)
事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または各都道府県の取扱組合までご連絡ください。

重大事由による解除

・共済契約者または被共済者が、暴力団関係者そのほか反社会的勢力に該当すると認められた場合には、当会はご契約を解除することができます。
・その他約款に基づきご契約を解除することや、共済金をお支払いできない場合があります。

個人情報の取り扱いについて

当会は、共済契約申込書の項目に記入いただいた氏名・住所・電話番号・共済の対象建物等をお預かりする個人情報を適切に取り扱い、以下のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。

(1)個人情報の利用目的

当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、以下の目的の達成に必要な範囲においてご利用させていただきます。
①共済契約の引受け、管理・履行、共済金のお支払いおよび付帯サービスの提供
②共済事故の調査(当事者等の関係先に対する照会等を含みます)
③各都道府県の取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等との共済商品・金融商品・各種サービスのご案内・ご提供

(2)個人情報の第三者提供について

当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、以下の場合についても第三者にご提供させていただきます。
①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合
②上記(1)に定める利用目的の範囲内において、取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等と共同利用する場合
③共済契約の適正な引受け、共済金の適正なお支払いおよび不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・損害保険会社等の間ににおいて、共済契約、共済事故、共済申請または共済金請求または共済金の適正かつ迅速なお支払いを行ったために必要な範囲内に情報の交換する場合
④共済金の適正かつ迅速なお支払いを行ったために必要な範囲内に情報の交換する場合

⑤再保険契約上の必要な情報をお提供する場合
詳しくは、当会のホームページ(<http://www.nikkaren.or.jp/>)をご覧いただきください。
ご契約にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。また、ご不明な点等がございましたら、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

このパンフレットは、「休業対応援共済」の概要を記載したものです。詳細については、「重要事項説明書」および「休業対応援共済普通共済約款」を用意しておりますので、必要に応じ取扱代理所または取扱組合にご請求ください。
ご契約にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。また、ご不明な点等がございましたら、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。